

令和8年経済センサス活動調査を実施します

経済センサス活動調査は、全国すべての事業所と企業が対象の統計調査です。

- 4月にインターネット回答用の調査書類が郵送されますので、ぜひインターネットでのご回答をお願いします。
- 4月末時点で未回答の場合や前回調査（令和3年）以降新たに設立された事業所には、5月中旬に調査員がお伺いし、紙の調査票を配布します。
インターネットでご回答いただくか、紙の調査票を記入し調査員に提出していただきますようお願いいたします。
- 調査の結果は行政施策の策定に役立てられています。事業所の皆様の調査へのご協力をお願いします。
- インターネット回答は、調査書類が届いてから6月8日まで、紙の調査票は6月1日から6月8日の間に調査員が回収します。

お問い合わせ 総務課企画係 電話：0125-68-2111



令和8年度（第1回）北海道警察官募集

●受付期間

3月1日（日）～4月10日（金）17時00分まで

●試験日

1次試験 4月26日（日）

2次試験 6月上旬～6月中旬

●採用予定人員

男性A区分 140名程度 女性A区分 50名程度

男性B区分 40名程度 女性B区分 20名程度

●受験資格

・ A区分＝平成6年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）等を卒業した者（令和9年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

※高度専門士の称号を取得又は令和9年3月末日までに取得見込みの者は、A区分での受験となる。

・ B区分＝平成6年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で、A区分以外の者

●受験申込方法

・ 電子申請

北海道警察のホームページから「北海道電子自治体共同システム」にアクセスし、利用者情報を登録した後、受験の申込み。

お問い合わせ 滝川警察署 電話：0125-24-0110



町公式LINEの友だち登録はこちらから！



友だち登録時点からのすべてのお知らせがLINE上に残るため、過去のお知らせを簡単に確認できます！

各種行事、クマ出没情報、助成金の案内など町からの大事なお知らせをすぐに確認できます！

相続登記の申請が義務化されています！

不動産の登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」の発生を予防するため、令和6年4月1日から、**相続により不動産を取得したことを知ってから3年以内に相続登記の申請をすることが義務**となりました。

なお、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される場合があります。

相続した土地・建物の相続登記は、早めに申請しましょう。

★ポイント

令和6年4月1日より前に相続した不動産も、義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内（令和9年3月31日まで）に登記をする必要があります。

★制度に関する詳細は、  で検索

★相続登記の申請手続きに関するご案内（ハンドブック）はこちら →  （法務局ホームページ）

★個別の事案に関するご相談は、札幌司法書士会の「相続登記相談センター」

電話：011-211-6665（平日12時00分～15時00分）にお問い合わせください。

★相続に関する相談会など、札幌法務局で開催するイベント等の情報を発信している

札幌法務局公式LINEはこちら→



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

法務局で遺言書を保管します

法務局では、自筆証書遺言で作成された遺言書を保管する「自筆証書遺言書保管制度」を取り扱っています。手軽で自由度が高いという自筆証書遺言のメリットはそのまま、遺言書の紛失や改ざん、遺言書が相続人に発見されないなどの自筆証書遺言のデメリットを解消する制度です。

法務局で自筆証書遺言書を保管した後は、遺言者は遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができるほか、亡くなられた後に通知したい方を指定することができます。

なお、保管に当たっては、御自身で民法上の要件や、様式上のルールに基づいて自筆証書遺言書を作成していただく必要があり、法務局において遺言の内容についての相談はお受けできません。

また、保管の手続きは、事前予約制で、申請手数料は3,900円です。代理人による申請や郵送による申請はできないため、必ず遺言者本人が法務局にお越しください。

詳細は、QRコードを読み込み法務省のホームページを御覧ください。

お申し込み（要予約）・お問い合わせ

札幌法務局滝川支局 電話：0125-23-2330



（法務省ホームページ）



イメージキャラクター
遺言書ほかんガルー

警察署統合のお知らせ

4月1日から、滝川警察署は、赤歌警察署及び芦別警察署と統合します。

◎赤歌警察署と芦別警察署は、滝川警察署の分庁舎（赤歌警察庁舎と芦別警察庁舎）として運用します。

◎滝川警察署の窓口業務や事務取扱などに変更はありません。

◎詳しくは、北海道警察のホームページをご覧ください。

お問い合わせ 北海道警察本部警務課イノベーション推進室 電話：011-251-0110